



「市政 10 大ニュース」選定方法について

H25. 12.

秘書広報課

「市政 10 大ニュース」の選定については、当該年に進めた重要事務事業の成果等を単に取りまとめることだけでなく、将来のまちづくりを効果的に展開していくことの意味合いを併せ持つものである。

「市政 10 大ニュース」の公表が市民に及ぼす影響については、考慮する視点が大切であり、まちづくりの現状を踏まえた政策判断のなかで選定する必要がある。

今回、「市政 10 大ニュース」の選定については、庁議メンバーの投票によって上位 10 項目を選定する方法とし、次のとおり行うこととする。

【選考手順等】

- ① 1 年間の市政のあゆみの中から、秘書広報課において項目をリストアップする。この際、項目のまとめ方について十分留意する。
- ② 庁議メンバーに対して、1 人 10 項目を選定する投票を依頼し、これを単純集計する。
- ③ 集計結果を参考としながら、市長・副市長の協議により当該年の市政 10 大ニュースとなる 10 項目を決定する(政策調整部長・秘書広報課長同席 最終的に市長決裁)。
- ④ 市政 10 大ニュースの報道機関への公表は、記者会見を開き、市長から行う。【記者会見 12 月 20 日 (金) 午後 1 時 15 分～ 予定】
- ⑤ 市民へのお知らせとして、新年 1 月 10 日付の市広報紙に掲載する。